

第4章 今後の取組に向けて

1 次世代を見据えた取組

東京都の人口は2025年をピークに減少局面を迎え、2040年代には高齢化率が3割を超えると予測されています。人口減少・高齢化の進行に起因する様々な課題が顕在化しつつある中、都市政策は、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する集約型都市構造化に大きく転換しています。国においては、平成26年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度が創設され、居住・都市機能の誘導によるコンパクトシティの形成に向けた取組が推進されています。

また、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組とされています。グリーンインフラは、温室効果ガスの吸収や雨水の貯留浸透等を通じた気候変動への適応や、投資・人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成等、様々な場面での多様な機能の発揮が期待されています。

さらには、今般の感染症拡大に伴い、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣としての「新しい日常」への対応が求められる中で、屋外における開放的な緑やオープンスペースがあることの重要性を改めて認識する契機となりました。

今後の人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や、気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応に向けては、コンパクトシティやグリーンインフラの考え方にのっとり、適正な土地利用による荒廃防止や防災・減災、地域の活性化といった面からも、緑の保全・活用を考える必要があります。例えば、立地適正化計画等と連動した緑の保全や、コミュニティづくりに寄与する緑を組み込んだまちづくり、地域の魅力を高める緑を活かした景観の保全・育成など、社会経済情勢の変化に即し、次世代を見据えた新たな緑の保全・創出・活用方策等も検討が必要です。

2 様々な主体との連携

近年、持続可能な開発の実現に向け注目されている言葉にESGがあります。ESGは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字で、投資家が企業に投資する際に、これらの要素を考慮することが必要だという考え方が世界的に広まってきています。

また、2015年9月の国連サミットで、2030年までを期限として国際社会が取り組む持続可能な開発目標として、SDGs(Sustainable Development Goals)が採択されました。これにより、気候変動対策、強靱^{じん}で持続可能な都市づくり、陸域生態系の保護などを含む17の国際目標について、公共、民間の垣根を越え、あらゆるステークホルダーと連携し取り組んでいくこととなりました。

持続可能な都市づくりに欠かせない緑の保全・創出は、こうしたESGやSDGsの概念を取り入れ、行政、都民、企業、NPO等と連携し、社会全体の課題として取り組んでいく必要があります。

本方針の推進に当たっては、様々な主体との連携を念頭に、例えば、都市開発に関わる民間セクターとの新たな連携や、質の高い維持管理を地域経済に組み込む緑のマネジメント、中間支援組織等と連携した都民や市民団体への支援など、既存制度の再検討や新たなプロジェクトの創設などに取り組んでいきます。

3 制度改善の要望

都市における緑の保全・創出を進めるため、これまで様々な法制度の整備や改善が行われてきました。

農地については、平成29年の生産緑地法の改正により、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和が実施され、あわせて相続税納税猶予制度等の税制改正が行われたほか、平成30年の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定等、近年、制度改善が進められてきました。しかし、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎などの農業用施設用地等の相続税の軽減措置や、相続税の物納により国有化される市街化区域内農地について、自治体に低額で貸付し市民農園等として活用させる新たな制度の創設など、今後、残された課題に対応する更なる制度改善が求められています。

樹林地については、特別緑地保全地区の指定により、該当区域について相続税が8割評価減となる優遇税制がありますが、地価の高い都内の屋敷林では、納税のために敷地の一部が売却される例もあり、これまで良好に維持されてきた樹林の形態が大きく崩れる要因となります。緑の果たす様々な機能と今日における重要性を考慮し、優遇税制等の更なる拡充が求められています。

これらの実現に向けて、現行制度の改善と新たな制度の創設について、引き続き国へ要望していきます。

4 施策の進行管理と方針の推進

都は、「戦略ビジョン」において、新たに「緑溢れる東京プロジェクト」を立ち上げ、都や区市町村による公園や緑地の整備、農地や自然地の保全、民間の都市開発における緑創出など、あらゆる機会を通じて緑の量的な底上げと質の向上を図ることで、都内全体の緑を増やす取組を進めていきます。

また、このプロジェクトの展開に際しては、地域の実状や具体的な取組実態などを踏まえ、都と区市町村が緊密に連携しながら、取組を進めていきます。具体的には、将来に引き継ぐべき緑の保全や緑が不足する地域等における緑の創出を進める取組を、都が強力に後押しする「緑の保全・創出支援プログラム(仮称)」を策定し、集中的な支援等を実施していきます。

「緑確保の総合的な方針」の推進に当たっては、都区市町村合同の調整プラットフォーム(都区市町村合同推進委員会)により、課題調整を行っています。こうしたプラットフォームを効果的に機能させることにより、今後、急速に変化していく社会情勢に対応し、施策の充実や取組の加速も検討していきます。

今後も本方針に基づき、東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継いでいくとともに、あらゆる機会を通じて緑を生み出していけるよう、様々な施策に取り組んでいきます。